

政令第 号

軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令等の一部を改正する政令

内閣は、軌道法（大正十年法律第七十六号）第二十五条第一項及び第二項並びに第三十三条、都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第五条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第二十七條の十七第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第三十条第四項、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第二十六条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）並びに鉄道事業法（昭和六十年法律第九十二号）第六十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令の一部改

正）

第一条 軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令（昭和二十八年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条に見出しとして「（都道府県知事等への権限の委任等）」を付し、同条第一項中「うち、」の下に「同法第五条第一項の規定による」を加え、「左に」を「次に」に改め、「都道府県知事」の下に「（当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内のみにある場合においては、当該指定都市の長。以下この条において同じ。）」を加え、同項第四号中「こう配」を「勾配」に、「ゆるやか」を「緩やか」に改め、同項第五号ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項第九号中「転てつ器又ははてつさと」を「転てつ器又は轍又と」に、「転てつ器又ははてつさを」を「転てつ器又は轍又を」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項第十号ただし書及び第十二号ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項第十三号中「こう長」を「こう長」に改め、同項第十五号中「き電区域」を「き電区域」に改め、同項第十六号中「き電点」を「き電点」に改め、同項第十七号中「き電線」を「き電線」に改め、同条第二項中「うち、」の下に「同法第五条第一項の規定による」を、「の認可」の下に「（

前項の規定による認可を除く。」を加え、「あらかじめ地方運輸局長に協議した上で、」を削り、同項ただし書を削り、同条第三項中「うち、」の下に「同法第五条第一項の規定による」を加え、「あらかじめ地方運輸局長に協議した上で、」を削り、同条第四項を次のように改める。

4 軌道経営者は、前三項の規定による認可を受けようとするときは、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添えて、線路を変更し、又は工事方法書に記載した事項について変更する場合に占用することとなる道路又は河川に関する占用面積図とともに都道府県知事に提出しなければならない。

第一条第五項中「又は地方運輸局長」を削り、「若しくは第二項又は前項」を「又は第二項」に、「により処分をした」を「による認可を行つた」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）第二条及び第三条の規定は、都道府県知事が前項の申請書の提出を受けた場合であつて、変更しようとする事項が道路に重大な関係を有するときについて準用する。

6 軌道経営者は、第一項の規定による認可を受けようとするときは、第四項に定めるもののほか、申請

書の副本並びに国土交通省令で定める書類及び図面を所管地方運輸局長に提出しなければならない。

7 都道府県知事は、第二項又は第三項の規定による認可をしようとするときは、地方運輸局長に協議しなければならない。

第一条に次の四項を加える。

9 都道府県知事は、第一項から第三項までの規定による認可を行ったときは、第四項に規定する道路又は河川の管理者にその旨を通知するとともに、同項の規定により提出を受けた占用面積図を送付しなければならない。

10 第一項から第三項までの規定にかかわらず、これらの規定に規定する変更が国土交通省令で定める軽微な変更に該当するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出ることをもつて足りる。

11 軌道経営者は、前項の規定による届出をする場合には、届出書の副本を所管地方運輸局長に提出しなければならない。

12 第一項から第三項までの場合においては、軌道法中これらの規定に規定する事務に係る国土交通大臣

に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

第二条に見出しとして「（地方運輸局長への権限の委任等）」を付し、同条第一項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 軌道法第五条第一項の規定による軌道の工事について同法第十四条の命令で定める軌道の建設に関する規程による設計によらないことができることについての認可

第二条第二項第二号中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同条第三項中「の規定により」を「又は第二号に規定する」に改め、「より、」の下に「同項第一号に規定する認可にあつては工事に関する図面を、同項第二号に規定する認可にあつては」を加える。

第三条を削る。

第四条に見出しとして「（事務の区分）」を付し、同条中「第三項まで及び第五項」を「第四項まで、同条第五項において準用する軌道法施行令第二条第一項及び第三条並びに第一条第七項から第十項まで」に改め、「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、同条を第三条とする。

(軌道法施行令の一部改正)

第二条 軌道法施行令(昭和二十八年政令第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「所管地方運輸局長」を「都道府県知事(当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内のみにある場合においては、当該指定都市の長。以下同じ。)」に改める。

第四条第一項及び第二項を次のように改める。

軌道経営者は、法第三条の規定により起業目論見書の記載事項の変更についての特許を受けようとするときは、申請書を、所管地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、起業目論見書の記載事項についての変更が国土交通省令で定める軽微な変更更に該当するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

第六条第一項及び第二項を次のように改める。

軌道経営者は、法第五条第一項の規定による工事施行の認可を受けた後、同項の規定により線路又は工事方法書の記載事項の変更についての認可(軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都

道府県が処理するもの等を定める政令（昭和二十八年政令第二百五十七号）第一条第一項から第三項までの規定により都道府県知事が行うこととされた認可を除く。）を受けようとするときは、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添えて、都道府県知事を経由して国土交通大臣に提出するとともに、線路を変更し、又は工事方法書に記載した事項について変更する場合に占用することとなる道路又は河川に関する占用面積図を都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する線路又は工事方法書の記載事項の変更が国土交通省令で定める軽微な変更に該当するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出ることをもつて足りる。

第六条第三項中「前項」を「第一項」に、「ときに」を「ときについて」に改め、同条第四項中「第一項の」の下に「規定による」を加え、「第二項に」を「同項に」に改め、同項ただし書を削り、同条第五項中「第一項ただし書」を「第二項」に改める。

第七条中「その進達した申請書に係る工事施行の認可又は前条第一項の」を「第五条第一項又は前条第一項の規定による」に、「第五条第一項又は前条第二項の道路」を「これらの規定に規定する道路」に、

「第五条第一項又は前条第二項の規定」を「これらの規定」に改める。

第八条第一項中「しゅん工した」を「竣工した」に改める。

第十条第一項中「しゅん工」を「竣工」に改め、同条第二項中「しゅん工した」を「竣工した」に、「工事しゅん工調書」を「工事竣工調書」に改める。

第十一条第一項中「しゅん工」を「竣工」に改め、同条第二項中「しゅん工した」を「竣工した」に改める。

第十五条中「その区域とする都道府県を統轄する」を「管轄する」に改め、同条ただし書中「その区域を統轄する」を「当該事件が発生した区域を管轄する」に改める。

第十六条中「第六条第二項」を「第六条第一項」に改め、「、又は」の下に「第六条第二項若しくは」を加え、「の統轄する都道府県の」を「が管轄する」に改める。

第十八条中「第五条第一項」を「第一条第二項、第五条第一項」に改め、「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

（都市鉄道等利便増進法施行令の一部改正）

第三条 都市鉄道等利便増進法施行令（平成十七年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第五条第四項」の下に「（同条第六項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「地方運輸局長」を「都道府県知事（当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び第四条において「指定都市」という。）の区域内のみにある場合においては、当該指定都市の長。以下この条において同じ。）」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項に規定する都道府県知事は、軌道を敷設する地が二以上の都道府県の区域にわたるものであるときは、当該軌道の起点の所在地を管轄する都道府県知事とする。

4 都道府県知事は、第二項の規定による申請書の副本並びに書類及び図面の提出を受けた場合において、軌道を敷設する地が他の都道府県知事が管轄する区域にわたるものであるときは、当該申請書の副本並びに書類及び図面の写しを当該都道府県知事に送付しなければならない。

本則に次の一条を加える。

（事務の区分）

第四条 第一条第二項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令の一部改正)

第四条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令(平成十九年政令第二百九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「地方運輸局長」を「都道府県知事(当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項及び第四条において「指定都市」という。)の区域内のみにある場合においては、当該指定都市の長。以下この条において同じ。)」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項に規定する都道府県知事は、軌道を敷設する地が二以上の都道府県の区域にわたるものであるときは、当該軌道の起点の所在地を管轄する都道府県知事とする。

4 都道府県知事は、第二項の規定による申請書の副本並びに書類及び図面の提出を受けた場合において、軌道を敷設する地が他の都道府県知事が管轄する区域にわたるものであるときは、当該申請書の副本

並びに書類及び図面の写しを当該都道府県知事に送付しなければならない。

本則に次の一条を加える。

(事務の区分)

第四条 第一条第二項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(都市の低炭素化の促進に関する法律施行令の一部改正)

第五条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行令(平成二十四年政令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「地方運輸局長」を「都道府県知事(当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項及び第十四条において「指定都市」という。))の区域内のみにある場合においては、当該指定都市の長。以下この条において同じ。」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項に規定する都道府県知事は、軌道を敷設する地が二以上の都道府県の区域にわたるものであると

きは、当該軌道の起点の所在地を管轄する都道府県知事とする。

4 都道府県知事は、第二項の規定による申請書の副本並びに書類及び図面の提出を受けた場合において、軌道を敷設する地が他の都道府県知事が管轄する区域にわたるものであるときは、当該申請書の副本並びに書類及び図面の写しを当該都道府県知事に送付しなければならない。

本則に次の一条を加える。

(事務の区分)

第十四条 第六条第二項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令の一部改正)

第六条 鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令(昭和六十二年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「都道府県を統括する都道府県知事」を「区域を管轄する都道府県知事(当該都道府県の区域内の鉄道線路が敷設される道路の区間が一の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五

十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び第三条において「指定都市」という。）の区域内のみにある場合においては、当該指定都市の長。以下同じ。）に改め、同条第二項中「都道府県を統括する」を「区域を管轄する」に改める。

第三条中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令（昭和二十八年政令第二百五十七号）の項中「第三項まで及び第五項」を「第四項まで、同条第五項において準用する軌道法施行令第二条第一項及び第三条並びに第一条第七項から第十項まで」に改め、「により都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同表軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）の

項中「第五条第一項」を「第一条第二項、第五条第一項」に改め、「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同表鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令（昭和六十二年政令第七十八号）の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同表に次のように加える。

<p>都市鉄道等利便増進法施行令（平成十七年政令第二百二十一号）</p>	<p>第一条第二項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務</p>
<p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令（平成十九年政令第二百九十七号）</p>	<p>第一条第二項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号）</p>	<p>第六条第二項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務</p>

（環境影響評価法施行令の一部改正）

第三条 環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中

<p>新設軌道に係る線路の改良の事業（改良に係る部分の長さが七・五キロメートル以上十キロメートル未満であるものに限る。）</p>	<p>新設軌道の建設の事業（長さが七・五キロメートル以上十キロメートル未満である軌道を設けるものに限る。）</p>
<p>新設軌道に係る線路の改良の事業（改良に係る部分の長さが七・五キロメートル以上十キロメートル未満であるものに限る。）</p>	<p>軌道法第五条第一項又は第三十条（軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）第六条第一項に係る場合に限る。）</p>

を

<p>新設軌道に係る線路の改良に係る部分の長さが七・五キロメートル以上十キロメートル未満であるものに限る。）</p>	<p>新設軌道の建設の事業（長さが七・五キロメートル以上十キロメートル未満である軌道を設けるものに限る。）</p>
--	---

改良の事 長さが七 十キロメ に限る。	道を設け	（長さが 上十キロ 一項 軌道法第五条第
------------------------------	------	-------------------------------

に改める。

別表第四の三の項中「及び第三十三条（軌道法施行令第六条第一項に係る場合に限る。）」を削る。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第四条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「並びに軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）第六条第一項本文」

を削り、同条第二項第二号中「第六条第一項ただし書」を「（昭和二十八年政令第二百五十八号）第六条

第二項及び軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令

（昭和二十八年政令第二百五十七号）第一条第十項」に改める。

理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の一部の施行に伴い、都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の指定都市の区域内のみにある場合における工事方法の変更の認可について、指定都市の長が行うこととする等の必要があるからである。